

第2章 行政機構

1 総論

平成21年度の定員及び機構については、時代の要請に即応して行政の役割を見直すとともに、簡素で効率的な政府の実現を図るとの基本的考え方に立ち、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）等を踏まえ、行政組織の減量・効率化の一層の推進を図るため、従来にも増して厳選した要求が行われた。特に、定員については、「国の行政機関の定員の純減について」（平成18年6月30日閣議決定）等を踏まえ、地方支分部局の業務及びIT化に係る業務についての見直しに積極的に取り組むとともに、行政需要の変化に対応した定員の再配置を進めつつ、純減を確保することとされた。

すべての独立行政法人について、「基本方針2008」に基づき、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）において取り組むこととされた事項を着実に実施することとし、確実に要求・要望に反映するとともに、同計画上、平成20年以降に結論を得ることとされている事項についても、無駄を徹底して排除すべく早急に検討し、その結果を要求・要望に可能な限り反映させることとされた。

また、各独立行政法人において、「独立行政法人整理合理化計画」に基づき、随意契約の見直しを行うとともに、独立行政法人等の総人件費について平成18年度以降の5年間で100分の5以上（年平均100分の1以上）の削減を基本とする改革等に引き続き取り組むほか、独立行政法人が公益法人に造成した基金について、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）に沿った見直しを行い、これらを踏まえ、運営費交付金等の財政支出を抑制することとされた。

2 機構等

(1) 農林水産省設置法の一部改正

ア 消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成21年法律第49号）第4条による改正（平成21年9月1日施行）

農林水産省の所掌事務の特例における「日本農林

規格及び農林物資の品質に関する表示の基準に関すること」から、「農林物資の品質に関する表示の基準の策定に関すること」が除かれた。

イ 過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律（平成22年法律第3号）附則第8条による改正（平成22年3月17日施行）

農林水産省の所掌事務における「過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること」の期限が、平成22年3月31日から平成28年3月31日に延長された。

(2) 農林水産省組織令の一部改正

ア 消費者庁及び消費者委員会設置法及び消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成21年政令第217号）による改正（平成21年9月1日施行）

消費・安全局国際基準課を廃止するとともに、消費・安全局、同局消費・安全政策課及び表示・規格課の所掌事務について所要の規定の整備が行われた。

イ 過疎地域自立促進特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成22年政令第47号）第5条による改正（平成22年3月31日施行）

農村振興局の所掌事務の特例における「過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること」の期限が、平成22年3月31日から平成28年3月31日に延長された。

(3) 農林水産省組織規則の一部改正

ア 農林水産省組織規則の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第21号）による改正（平成21年4月1日施行）

(ア) 本省内部部局関係

a 組織の改正等

(a) 大臣官房

① 秘書課に調査官を新設。

- ② 食料安全保障課に食料自給率向上対策室及び食料自給率専門官を新設。

(b) 生産局

- ① 生産流通振興課に野菜調整官を新設、野菜需給調整官を廃止。
- ② 畜産部競馬監督課に競馬活性化企画官を新設。

(c) 農村振興局

- ① 整備部設計課施工技術専門官及び海外農業土木専門官を廃止。
- ② 整備部防災課に災害対策調整官を新設。

b 専門官の新設

部局名	名称	所掌事務
大臣官房	調査官	秘書課の所掌事務に関し調整を要する重要事項その他の重要事項についての調査、企画及び連絡調整
	食料自給率専門官	食料自給率の目標に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務
生産局	野菜調整官	野菜の需給の調整及び野菜生産出荷安定法の施行に関する重要事項についての企画及び連絡調整に関する事務
	競馬活性化企画官	競馬の活性化に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務
農村振興局	災害対策調整官	防災課の所掌事務に係る災害復旧に関する重要事項についての調査、企画、連絡調整及び指導に関する事務

(イ) 本省施設等機関関係

a 組織の改正等

(a) 植物防疫所

- ① 横浜植物防疫所に業務管理官を新設。
- ② 横浜植物防疫所東京支所日立出張所、名古屋植物防疫所伏木富山支所七尾出張所、神戸植物防疫所坂出支所高松出張所、同所同支所詫間出張所及び門司植物防疫所若松出張所の廃止。

(b) 農林水産研修所

- ① 副所長、総務課及び技術研修課を新設、庶務課、食料消費技術研修館、同館食料消費技術研修課、農業技術研修館、同館技術研修課及び生産技術研修館を廃止、教務課の所掌事務を変更。
- ② 技術研修課に研修調整官、研修企画官及び技術研修指導官を新設、教務指導官の所掌事務を変更。
- ③ 教務課研修企画官を廃止。
- ④ 食料消費技術研修館研修指導官を廃止。

b 専門官の新設

部局名	名称	所掌事務
横浜植物防疫所	業務管理官	植物検疫の業務の管理及び効率化に関する連絡調整及び指導に関する事務
農林水産研修所	研修調整官	農林水産省の所掌に係る事務及び技術に関する研修についての総合的な企画及び連絡調整に関する事務
	研修企画官	農林水産省の所掌に係る事務及び技術に関し必要な研修の企画に関する事務
	技術研修指導官	農林水産省の所掌に係る技術に関する必要な研修

(ウ) 本省地方支分部局関係

a 組織の改正等

- (a) 地方農政局
食糧部食糧調整課情報管理室の廃止。
- (b) 地方農政事務所
内部組織について所要の規定を整備。
- (c) 事務所・事業所
霞ヶ浦用水農業水利事務所が廃止される等、各事務所及び事業所の組織改廃に伴う所要の規定を整備。
- (d) 統計・情報センター
市町村の廃置分合に伴い、前橋統計・情報センターの管轄区域について所要の改正。
- (e) 北海道農政事務所
内部組織について所要の規定を整備。

(エ) 林野庁関係

a 組織の改正等

- (a) 内部部局

国有林野部管理課に企画官を新設。

(b) 森林管理局

計画部計画課に企画官を新設。

b 専門官の新設

部局名	名称	所掌事務
国有林野部	企画官	管理課の所掌事務に關し調整を要する事項のうち林野庁長官が指定する専門の事項についての企画及び連絡調整に關する事務

(オ) 水産庁関係

a 組織の改正等

(a) 内部部局

- ① 漁政部漁政課水産調査官の廃止。
- ② 漁政部企画課に水産業体質強化推進室を新設。
- ③ 増殖推進部漁場資源課資源技術調査官を廃止。

イ 農林水産省組織規則の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第52号）による改正（平成21年9月1日施行）

(ア) 本省内部部局関係

a 組織の改正等

(a) 消費・安全局

- ① 消費・安全政策課に国際基準専門官及び国際協力専門官を新設。
- ② 国際基準課国際基準専門官及び同課国際協力専門官の廃止。
- ③ 表示・規格課表示・規格専門官の所掌事務を変更。

b 専門官の新設

部局名	名称	所掌事務
消費・安全局	国際基準専門官	消費・安全政策課の所掌事務に係る国際基準に關する専門の事項についての企画及び連絡調整に關する事務
	国際協力専門官	消費・安全政策課の所掌事務に係る国際協力に關する専門の事項についての企画及び連絡調整に關する事務

ウ 農林水産省組織規則の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第59号）による改正（平成21年10

月1日施行）

(ア) 本省内部部局関係

a 組織の改正等

(a) 農村振興局

整備部防災課災害対策調整官の所掌事務を変更。

(イ) 本省施設等機関関係

a 組織の改正等

(a) 動物検疫所

精密検査部に海外病検査課を新設、微生物検査課及び病理・理化学検査課の所掌事務を変更。

(b) 動物医薬品検査所

企画連絡室に動物用医療機器審査官を新設。

b 専門官の新設

部局名	名称	所掌事務
企画連絡室	動物用医療機器審査官	動物用医療機器の検査に關する専門技術上の事項についての審査に關する事務

(ウ) 林野庁関係

a 組織の改正等

(a) 内部部局

- ① 林政部経営課に林業経営指導官を新設。
- ② 森林整備部計画課に森林生物多様性専門官を新設。
- ③ 森林整備部整備課に低コスト森林施業指導官を新設。

企画連絡室に動物用医療機器審査官を新設。

b 専門官の新設

部局名	名称	所掌事務
林政部	林業経営指導官	森林所有者の委託を受けて森林の施業又は経営を行う組織等の育成に關する事項についての企画、連絡調整及び指導に關する事務
森林整備部	森林生物多様性専門官	森林に關する生物の多様性の確保に關する専門技術上の事項についての企画、連絡調整及び指導に關する事務
森林整備部	低コスト森林施業指導官	民有林野に係る森林施業の合理化に關する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に關する事務

エ 市町村の廃置分合関係

市町村の廃置分合等に伴い、統計・情報センター及び森林管理署・支署の管轄区域について所要の改正。(平成21年農林水産省令第69号、平成22年農林水産省令第19号)

3 定 員

(1) 定員の増減状況

「平成18年度以降の定員管理について」(平成17年10月4日閣議決定)、「国の行政機関の定員の純減について」(平成18年6月30日閣議決定)及び「国家公務員の配置転換、採用抑制等に関する全体計画」(平成18年6月30日閣議決定)に基づき、定員の合理化及び配置転換等が行われる一方、定員増については、政府全体を通じた一層の純減の確保という厳しい状況の下であるが、農林水産省において131人の新規増が認められたほか、内部振替及び消費者庁の設置に伴う増減が行われた。

定員増減の内訳は次のとおりである。

ア 行政機関職員定員令第1条定員

区 分	改正前	改正後	差引増減
本 省	20,584 人	19,491 人	△ 1,093 人
林 野 庁	498 人	490 人	△ 8 人
水 産 庁	923 人	913 人	△ 10 人
計	22,005 人	20,894 人	△ 1,111 人

イ 行政機関職員定員令第3条定員

区 分	改正前	改正後	差引増減
林 野 庁	4,949 人	4,857 人	△ 92 人
計	4,949 人	4,857 人	△ 92 人

(2) 定員関係法令の改正

前記(1)の定員増減等のため、平成21年度における定員関係法令の改正は次のとおり行われた。

ア 行政機関職員定員令の一部を改正する政令(平成21年政令第67号)

イ 消費者庁及び消費者委員会設置法及び消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成21年政令第217号)

ウ 農林水産省定員規則の一部を改正する省令(平成21年農林水産省令第17号)

エ 農林水産省定員規則の一部を改正する省令(平成21年農林水産省令第51号)